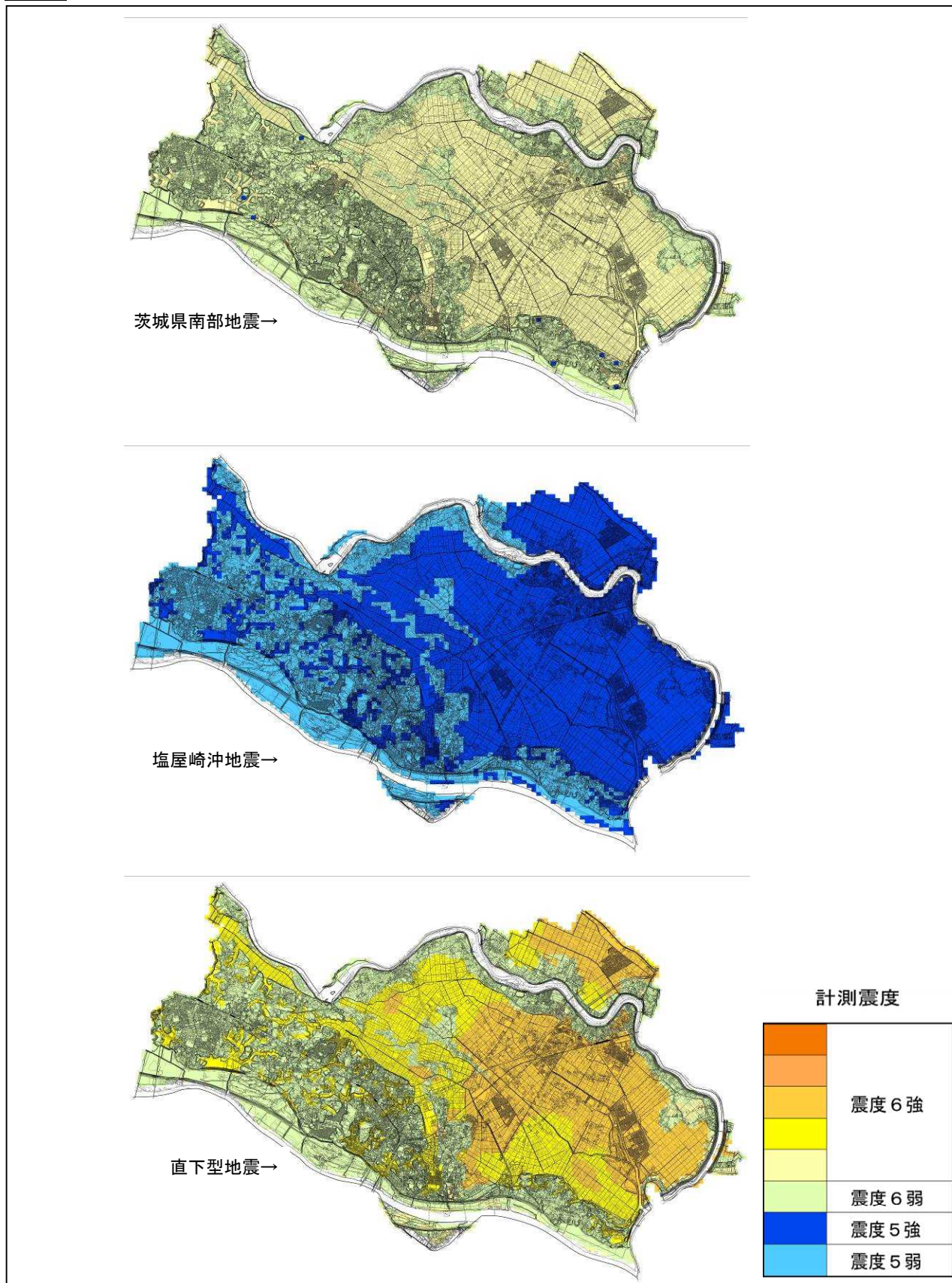

卷 末 資 料

資料1 想定した3つの地震による震度予測



想定地震による市内の震度分布

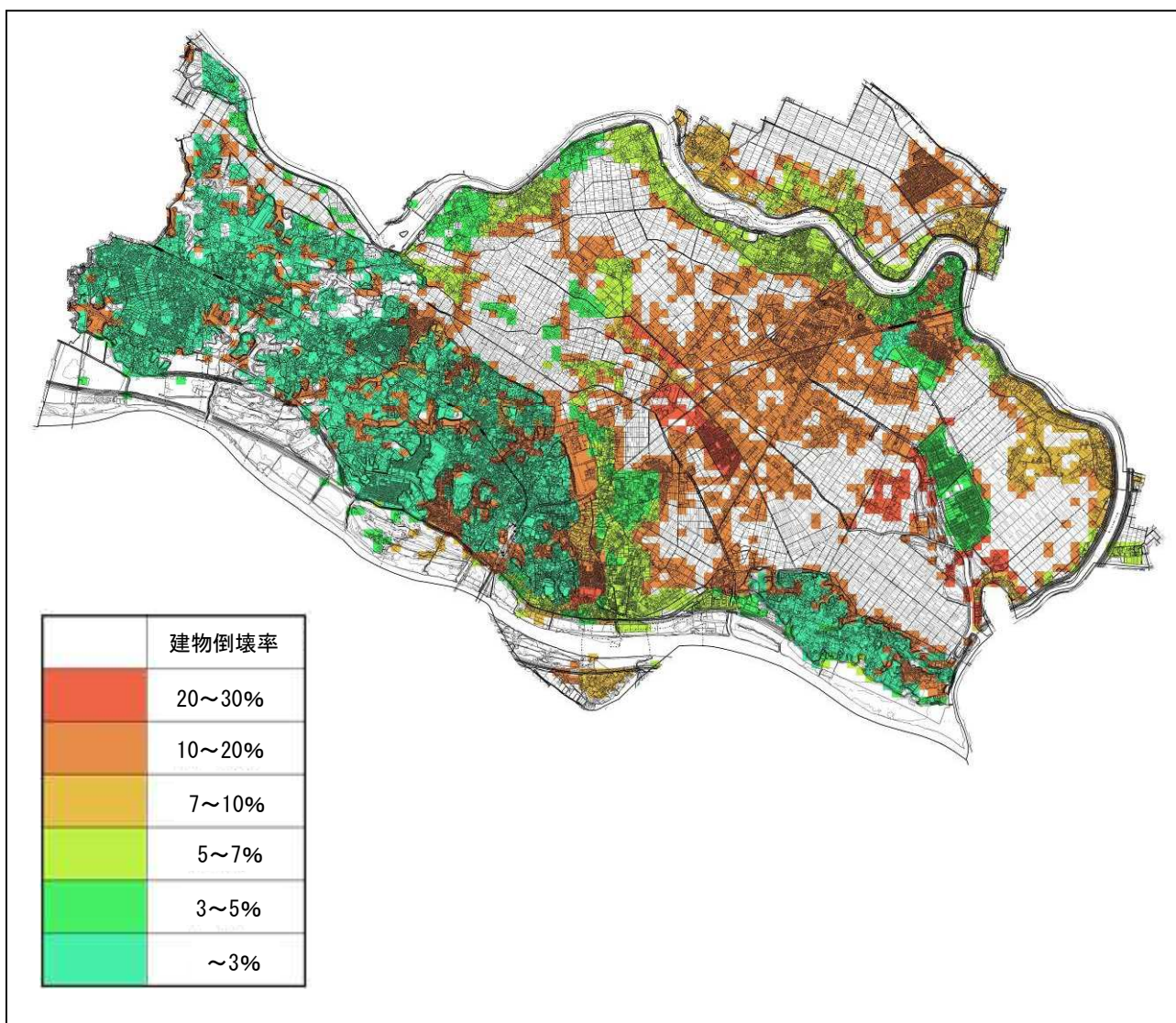
地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月内閣府）に基づき作成

資料2 震度

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
6強		固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半は移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀は崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなさと感じる。	電灯などつり下げる物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れることがわかる。道路に被害が生じることがある。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—

出典：気象庁ホームページ 気象庁震度階級関連解説表

資料 3 最も被害が大きいと予測される想定地震による建物の倒壊率



全国のどこにでも起こりうる直下型地震による市内の建物倒壊率

地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月内閣府）に基づき作成

資料4 特定既存耐震不適格建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物（法第14条）		
		指導・助言対象 （法第15条第1項）	指示対象 （法第15条第2項）	耐震診断義務付け対象 （法附則第3条）
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上

遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害対応策に必要な施設等の建築物

出典：茨城県耐震改修促進計画

※太枠内は要安全確認計画記載建築物を示す。

資料 5 市内の緊急輸送道路一覧

種別	番号	路線名	起終点
第一次	1	国道 6 号	取手市県境（千葉県）～北茨城市県境（福島県）
	2	国道 294 号	取手市白山 国道 6 号（国道 294 号入口交差点） ～筑西市県境（栃木県）
第二次	3	取手東線	取手市新町 4 丁目 国道 6 号交差 ～北相馬郡利根町布川 主要地方道千葉竜ヶ崎線（栄橋交差点）
	4	取手つくば線	取手市清水 国道 6 号（酒詰交差点） ～つくばみらい市谷井田 一般県道常総取手線交差点
第三次	5	常総取手線	取手市山王 主要地方道取手つくば線交差 ～取手市白山 国道 294 号（白山 8 丁目交差点）
	6	長沖藤代線	取手市藤代南 3 丁目 取手市道交差 ～取手市藤代 守谷藤代線（藤代庁舎東交差点）
	7	長沖藤代線	取手市藤代 藤代停車場線交差 ～取手市藤代 守谷藤代線（藤代庁舎東交差点）
	8	取手谷中線	取手市青柳 主要地方道取手東線交差～東日本ガス株式会社
	9	守谷藤代線	取手市山王 主要地方道取手つくば線交差 ～取手市藤代 一般県道長沖藤代線（藤代庁舎東交差点）
	10	取手市道 0106 号線 （常総ふれあい道路）	取手市新町 国道 6 号（取手駅西入口交差点）～取手市境（守谷市）
	11	取手市道 0114 号線（都市計画道路 3・4・3 号線）	取手市白山 国道 294 号（白山 7 丁目交差点） ～取手市桑原 国道 6 号（桑原交差点）
	12	取手市道 0134 号線	取手市藤代南 3 丁目 一般県道長沖藤代線交差～北浦川緑地

出典：茨城県地域防災計画

取手市地域防災計画

資料 6 耐震診断義務付け道路道路一覧

広域の緊急輸送を担う交通軸

道路名称	起点	終点
国道 6 号	取手市県境（千葉県）から	北茨城市県境（福島県）まで

出典：茨城県耐震改修促進計画

広域の緊急輸送を担う交通軸から重要拠点へのアクセス道路

拠点名称	アクセス
JA とりで総合医療センター	①国道 6 号 桑原交差点 ↓（市道 0114 号線） ②拠点前

出典：茨城県耐震改修促進計画